

朝倉市看護学生に対する家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、看護師の人材確保を図ることを目的に、市内の看護師養成施設に在学する者が居住する賃貸住宅等に係る家賃の一部に対し、予算の範囲内で朝倉市看護学生に対する家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、朝倉市補助金等交付規則（平成18年3月20日規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第5条に規定する看護師をいう。
- (2) 看護師養成施設 市内に所在する法第21条第1号から第3号までに規定する大学、学校及び看護師養成所をいう。
- (3) 看護学生 看護師養成施設に在学している学生をいう。
- (4) 民間賃貸住宅 自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、看護学生の1親等の親族が所有している住宅を除く。
- (5) 寮 看護師養成施設が管理する居住施設をいう。
- (6) 家賃 民間賃貸借契約に係る賃貸借契約に定められた賃借料（共益費、管理費、駐車場使用料その他の居住以外の費用を除く。）又は寮の利用料の月額をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、看護師養成施設に在学する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 看護師養成施設を卒業し看護師の免許を取得した後、直ちに看護師業務に従事する意思がある者
- (2) 看護師養成施設に入学し、在学中である者
- (3) 看護師養成施設から住民票に記載されている住所までの距離が25キロメ

一トル以上あり、公共の交通機関による通学が困難である者。ただし、看護師養成施設に通学するために市内に住民票を異動した場合は、異動前の住民票に記載されている住所までの距離を算定し該当する者

(4) 民間賃貸住宅に居住している者又は寮に居住している者

(5) 家賃について、当該補助金とは別に他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。

(6) 朝倉市暴力団排除条例（平成22年朝倉市条例第20号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(7) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(8) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、交付対象者としてすることができる。

（交付対象期間）

第4条 補助金の交付対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、前条に規定する要件を満たし、看護師養成施設に入学した日（以下「入学日」という。）から、前条第1項各号のいずれかの要件を満たさなくなった事由が生じた日（当該日が月の初日であった場合は、その前月の末日とする。）までとし、入学日の属する年度の翌々年度の末日限りとする。

（交付額）

第5条 補助金の額は、1月につき、上限2万5,000円とする。ただし、家賃が2万5,000円に満たない場合は、当該家賃の額とする。

2 前項により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、看護学生に対する家賃補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 看護師養成施設の学生であることを証明する書類の写し

- (2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書又は賃貸借していることが分かる書類の写し
(該当者のみ)
- (3) 寮に居住していることが分かる書類の写し (該当者のみ)
- (4) 家賃が分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第7条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは看護学生に対する家賃補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、不適当と認めたときは看護学生に対する家賃補助金不交付決定通知書（様式第3号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定後の各号のいずれかに該当することとなった場合は、看護学生に対する家賃補助金変更交付申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）に必要書類を添付して、速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更が生じたとき。
- (2) 看護師養成施設を退学、留年又は休学したとき。
- (3) 家賃又は補助金の額に変更が生じるとき。
- (4) 補助金の交付を辞退するとき。
- (5) その他市長が届出の必要があると認めるとき。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、その結果について看護学生に対する家賃補助金変更交付決定（取消）通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求等)

第9条 交付決定者は、看護学生に対する家賃補助金実績報告書兼請求書（様式第6号。以下「報告書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付して、交付対象期間のうち4月分から9月分までを前期分として10月15日までに、10月分から翌年3月分までを後期分として翌年度の4月2日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付対象となる月の家賃を支払ったことを証明する書類
- (2) その他市長が必要と認めるもの。

(補助金の額の確定及び支払)

第10条 市長は、報告書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、看護学生に対する家賃補助金確定通知書（様式第7号）により速やかに交付決定者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、看護学生に対する家賃補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期間)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに看護師養成施設に入学した交付対象者については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。